

21. 大型機械荷役料金

(平成 26 年 3 月 11 日届出)

(平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

荷姿	撒			
品目	石炭・コークス類			
例示品目	有煙炭 (内国産・粉)	有・無煙炭 (外国産・粉) コークス・粉	コークス 小・中塊	コークス (塊)
料金	812	1,061	1,124	1,447

2. 割増料金

種別		内容	割増率
作業 割増	雨天・雪天荷役	雨・雪天時における荷役	基本料金の 1 割増
	半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
	日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 6 割増
	土曜日荷役	土曜日における荷役	基本料金の 6 割増

3. 諸料金

(1) 待機料金 (1 口 1 時間につき)

1 口の作業構成員数		12 名
昼夜区分		
昼 間 (8時30分から16時30分)		49,505
半 夜 (16時30分から21時30分)		77,074

4. 分担金等

(1) 港湾福利分担金

各貨物 1 トンにつき 2 円90銭とします

(2) 港湾労働法関係付加金

(1 トンにつき)

例示品目	金額
有煙炭 (内国産・粉)、有・無煙炭 (外国産・粉)、コークス・粉	95 銭
コークス小・中塊、コークス (塊)	1 円 50 銭

(3) 労働安定基金

各貨物 1 トンにつき 2 円55銭とします。

5. 消費税及び地方消費税導入に伴う料金の加算

料金の総額の10%

II. 料金の適用方

(適用範囲)

1. 本料金は名古屋港十号地埠頭に於ける橋型水平引込式大型起重機による特殊荷役に限り適用します。

(作業範囲)

2. 大型機械荷役料金が適用される作業範囲は、揚荷にあつては、本船内の貨物を野積場及び上屋戸前まで搬送する作業とし、積荷にあつては、野積場及び上屋戸前より本船に積込むまでの作業とします。その基本距離は50メートルとします。

(料金表に記載のない貨物)

3. 基本料金表に記載のない貨物について、基本料金表に、荷姿、取扱数量、作業構成員数等に関し類似した貨物がある場合には当該貨物に適用される料金を、これらに関し類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した料金を、それぞれ基本料金とします。

(割増料金)

4. 割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により、雨天・雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

(2) 半夜荷役割増

16時30分より21時30分までの間における荷役について、所定の半夜作業割増を適用します。

(3) 日曜日・祝祭日割増

日曜日・祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日割増を適用します。

(4) 土曜日割増

土曜日荷役割増は、土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日がある場合における土曜日を除く。）における荷役について適用します。

(諸料金)

5. 諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機等料金

(イ) 本料金は、待機が生じた場合、荷役手配の取消があつた場合又は半端作業等が生じた場合に適用します。ただし、それらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(ロ) 待機が生じた場合における本料金は、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間の待機について適用します。

(ハ) 荷役手配の取消があつた場合における本料金は、次のとおりとします。

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以後2時間以上を経過してからの取消

について昼間の料金の7時間分とします。

- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以後の取消について、半夜の料金の4.5時間分とします。

（二）半端作業等が生じた場合における本料金は、半端作業等の請求金額が、昼間荷役にあつては昼間の料金の7時間分、半夜荷役にあつては半夜の料金の4.5時間分に満たないとき、その請求金額を含めて、それぞれ昼間の料金の7時間分、半夜の料金の4.5時間分とします。

6. 消費税及び地方消費税導入に伴う料金の加算 免税となる取引には適用しません。

（料金の計算方）

7. 料金の計算方法は次によります。

- （1）重量は1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
- （2）計算トン数は、重量、体積いずれか大なる方によります。
- （3）割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- （4）消費税及び地方消費税導入に伴う料金の加算については
 - （イ）運賃および料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
 - （ロ）上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

（実費）

8. 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合、フォアマンを増員した場合等の費用については、実費を申し受けます。

（その他）

9. （1）特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- （2）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。